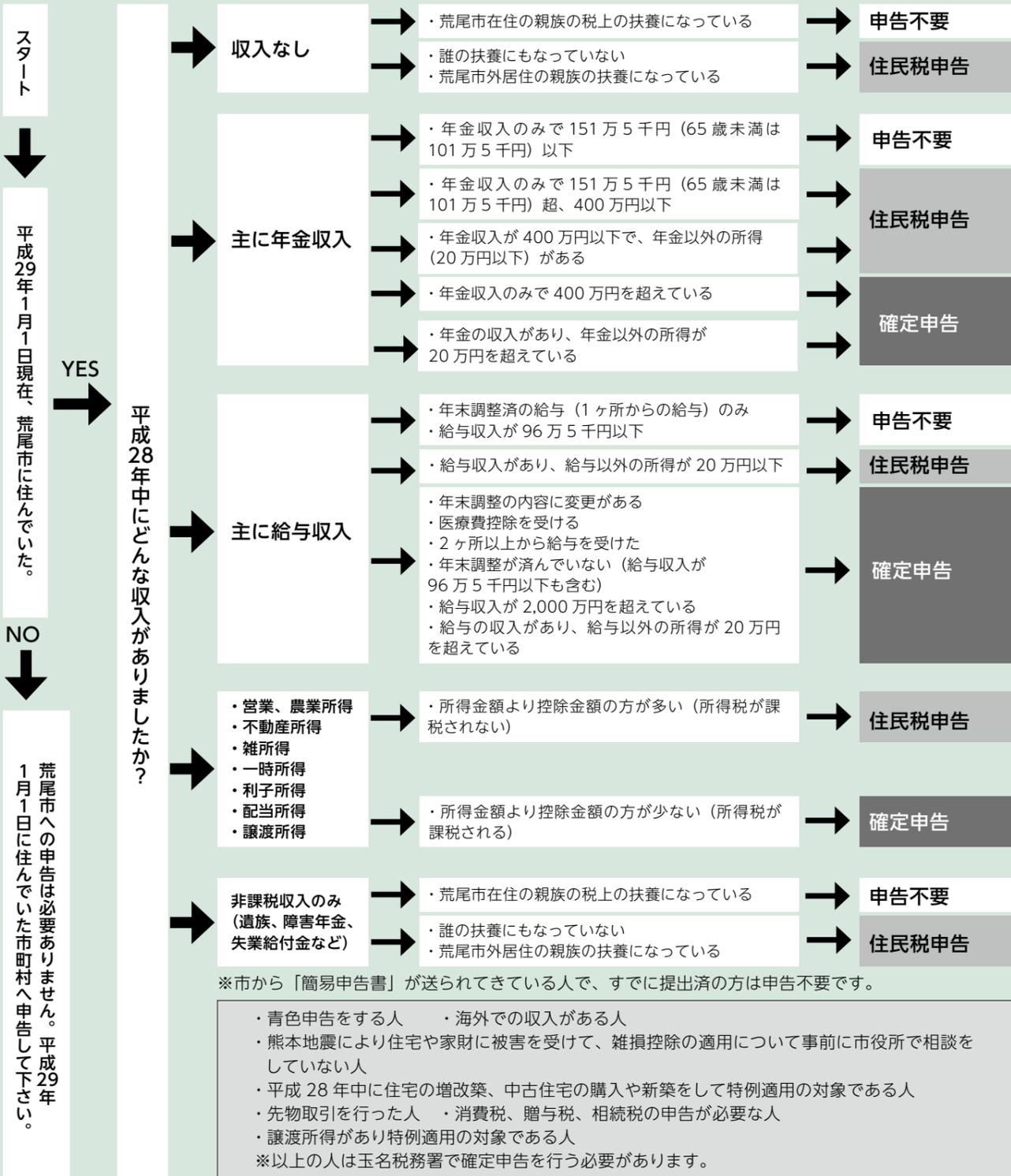


申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
あなたも申告が必要かどうか判断してみませんか

- ▼年齢は平成 29 年 1 月 1 日現在でお考えください。
- ▼特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。
- ご不明点はお問い合わせください。
- ※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
- ※所得についての詳細は、税務署、市役所などで配布している申告の手引きをご覧ください。

所得税の還付を受けるためにはチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。



確定申告書を、自分で作成してみませんか！

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、あなたにも簡単に申告書が作れちゃうんです！



◆こんなメリットがあります

1 税務署、市役所に出向く必要なし！

作成した申告書などは印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。また、e-Tax を利用して送信することもできます。

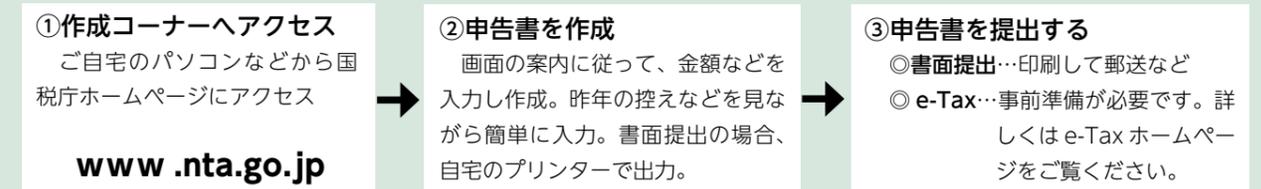
2 いつでも利用可能です！

確定申告期間中は、24 時間いつでもご利用できます。

3 自動計算機能が付いてます！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成することができます。

◆申告書作成から提出までの流れ



◆所得税の確定申告書を作成する場合

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から e-Tax での提出か、書面提出かを選択し、申告書を作成する税目を選んで作成してください。必要な人は所得税確定申告書以外にも、青色決算書・収支内訳書、消費税、贈与税などの申告書を作成することができます。

※申告の内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。

※作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎ 0570-01-5901) にお尋ねください。

【受付】月～金曜 (祝日など、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)

「国税庁」と検索しても OK！

www.nta.go.jp

確定申告 検索 Click!

確定申告が不要な人で、住民税申告をする人は、市役所に申告書様式を準備していますので、住民税申告書を作成していただくこともできます。詳しくはお問い合わせ下さい。

■税務課 市民税係 ☎ 63-1342